

西条市立周桑病院新改革プラン

平成 29 年 3 月

西条市

目 次

1. 新改革プラン策定について	1 ページ
(1) 新改革プラン策定の趣旨	
(2) 新公立病院改革プランの期間	
2. 周桑病院の現状	2 ページ
(1) 病院施設	
(2) 入院・外来患者数	
(3) 経営状況	
3. 周桑病院の果たすべき役割及び一般会計負担の考え方	3 ページ
(1) 地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割	
(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割	
(3) 一般会計負担の考え方	
4. 経営の効率化	4 ページ
(1) 経常収支比率及び医業収支比率目標 平成 29 年度～32 年度	
(2) 目標達成に向けた具体的な取組	
5. 再編・ネットワーク化	6 ページ
(1) ネットワーク化の考え方	
(2) 再編の考え方	
6. 経営形態の見直し	6 ページ

1. 新改革プラン策定について

(1) 新改革プラン策定の趣旨

西条市においては、医療制度改革により悪化した公立病院の経営状況を改善し、安定的で継続した地域医療を提供する体制を構築するため、平成 21 年 3 月に「西条市立周桑病院改革プラン」を策定、指定管理者制度を導入し、収益確保をはじめとする経営改善の取り組みを推進してきたところです。

一方で、国においては、医療介護総合確保推進法を公布し、各都道府県が二次医療圏ごとに将来の医療提供体制を描く「地域医療構想」策定に向けた取り組みをスタートするとともに、平成 27 年 3 月、「新公立病院改革ガイドライン」を示し、それまでのガイドラインにあった「経営の効率化」など 3 つの視点のほかに、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加えた 4 つの視点に立った改革を進める必要があるとし、これに関わる新改革プランの策定を行うよう求めています。

このため、市としては、今回の新たなガイドラインに対応し、愛媛県地域医療構想の策定を受け、周桑病院が地域の医療体制において果たすべき役割などについて、明確にするため、「西条市立周桑病院新改革プラン」を策定するものです。

なお、今後新改革プランに修正の必要が生じた時は速やかに修正を行うこととします。

(2) 新公立病院改革プランの期間

平成 29 年度から平成 32 年度まで

2. 周桑病院の現状

(1) 病院施設

管 理 運 営	指定管理者 医療法人専心会
病 院 管 理 者	院長 雁木 淳一
所 在 地	西条市壬生川 1 3 1
病 床 数	一般病床 185床 精神科病床 165床
標 ぼう 科 目	内科、外科、脳神経外科、泌尿器科、皮膚科、眼科、放射線科、肛門外科、循環器内科、整形外科、神経内科、産婦人科、精神科、小児科、麻酔科、耳鼻咽喉科
職 員 数	183人【平成28年4月1日現在】 内訳 正規職員 147 人 契約職員等 36 人

(2) 入院・外来患者数

(人、%)

項目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
入 院	年間延べ	32,461	30,915	29,675	29,077	28,200	28,973	30,598
	一日平均	88.93	84.47	81.3	79.66	77.26	79.16	83.83
	病床利用率	87.84	80.33	73.24	71.77	75.75	84.21	82.18
外 来	年間延べ	61,954	60,286	59,627	56,180	56,746	56,429	56,378
	一日平均	253.91	247.07	231.13	230.25	232.57	232.22	232.01

※平成28年度は見込み

(3) 経営状況

(%)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収支比率	108.9	100.8	101.6	100.8	101.6	101.1	100.1
医業収支比率	104.9	96.4	97.5	96.5	97.6	97.4	96.0

※平成28年度は見込み

3. 周桑病院の果たすべき役割及び一般会計負担の考え方

周桑病院は、患者さんの視点に立った「人に優しい病院、信頼される病院、地域に貢献する病院」を目指すという基本理念に沿って、公立病院として医療を通じて、住民の健康と福祉の増進を図ることを責務とします。

唯一の公立病院として、地域住民の誰しものが適切な医療を受け、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、二次救急医療に係る病院群輪番制病院として、採算性が低く民間病院では実施が困難な政策的な医療を担っています。また、災害発生時には、市防災計画や医療救護活動要領等に基づき、医療救護活動及び医療救護班の派遣に努めます。

(1) 地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割

- ① 病床の機能の分化及び連携の推進
 - ・地域医療構想において不足すると見込まれる回復期のための地域包括ケア病床の整備を推進します。
- ② 在宅医療の充実
 - ・地域医療連携室を中心とした在宅医療を推進します。
 - ・市西部地域における施設間連携を推進します。
- ③ 医療従事者の確保・養成
 - ・大学との連携強化に引き続き努めるとともに、県や市と連携・協力し、主として公立病院に配置される、医師確保奨学金制度による医師の育成、受け入れに努めます。

(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割

地域包括ケアシステムの構築のため、近隣医療機関、施設との連携を図り、在宅医療推進に向けた取組みを行っていきます。

- ① 地域医療連携室等による退院支援の取組み
- ② 近隣医療機関、介護保険施設等との交流会実施による連携強化
- ③ 認知症研修会などへの参加による職員のスキルアップ
- ④ 行政、関係機関との情報共有（情報共有シートの活用等）
- ⑤ 回復期病床（地域包括ケア病床）の確保

(3) 一般会計負担の考え方

公立病院は、原則として地方公営企業法により独立採算となっていますが、一部の例外については、同法第17条の2（経費の負担の原則）により、一般会計が負担することを定めています。

公立病院として、救急医療の確保や病院の建設改良に要する経費については、地域医療構想を踏まえ、今後も安定的に質の高い医療を提供するため、国の定める繰出基準の範囲内において、市の財政状況を見ながら、適正な繰入を行っていきます。

4. 経営の効率化

(1) 経常収支比率及び医業収支比率目標 平成29年度～32年度

(%)

項目	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
経常収支比率	100.9	101.1	101.2	101.3
医業収支比率	96.2	96.3	96.5	96.6

(2) 目標達成に向けた具体的な取組

① 患者増加への取組み

- ・入院患者数は外来患者数と相関関係にあるため、外来患者の確保に努めます。
- ・患者アンケートの実施及び接遇委員会を開催し、患者視点に立ったサービスの向上に努めます。
- ・地域病院・診療所との連携を密にし、地域医療連携を円滑に機能させ、患者紹介率の向上に努めます。

② 救急患者への対応

- ・救急搬送される二次救急患者の受入体制を整備し、二次救急告示病院と連携・協力しながら救急患者の受け入れに努めます。

③ 在宅医療推進の取組み

- ・院内地域医療連携室を充実させるとともに、地域包括ケア病床の推進及び地域の老人保健施設等の交流・意見交換会を開催し、地域医療連携による地域に密着した診療体制の構築に努めます。
- ・情報共有シートの活用等により、行政や地域医療機関・施設と

の情報共有に努めます。

④ 人材の確保

- ・職場における勤務環境の良化を図ります。
- ・引き続き大学との信頼関係を強化し、派遣医師の確保に努めます。
- ・市や県の医師確保奨学金制度による医師の確保、受け入れを推進し、診療体制の強化に努めます。
- ・看護師奨学金制度により、看護師の確保を図ります。
- ・薬剤師奨学手当制度を創設し、薬剤師の確保を図ります。

⑤ 適切な診療報酬の確保

- ・医療サービスに対応した診療報酬の確保に努めるとともに、適切な診療報酬算定ができる体制を整備します。

⑥ 健診や人間ドックの増加

- ・医師及び関係部署の協力・連携のもと、健診及び人間ドックの受入体制の充実に努めます。

⑦ 入院患者の栄養サポートについて

- ・医師・看護師・管理栄養士等の専門スタッフが連携・協力し、患者個々の病状に応じた適切な栄養管理を行います。

⑧ 未収金への対応

- ・未収金について、患者、債務者の状況に合わせた対応をします。

⑨ 主な経費の削減・抑制対策

- ・医療機器の購入、更新は必要性や費用対効果等を考慮し、計画的に行います。
- ・薬品・診療材料は、常にその使用状況等を把握し適切な在庫管理をします。
- ・経費の削減を徹底し、現用品の使用延長及び材料費や消耗品費等の削減を図ります。

5. 再編・ネットワーク化

(1) ネットワーク化の考え方

市内唯一の公立病院として、地域住民が安心して生活を営めるよう、二次救急医療に係る病院群輪番制への参加など政策的な医療を担っています。

総務省が示している「新公立病院改革ガイドライン」では、地域医療構想との整合性を図りながら再編・ネットワーク化について検討することとされていることから、引き続き、地域医療構想や関係機関との連携を図りながら、地域医療の向上に努めます。

(2) 再編の考え方

「新公立病院改革ガイドライン」により、地域医療構想と整合した「二次医療圏域等の単位で予定されている公立病院等の再編等」についての記載が求められていますが、地域医療構想の中では、再編等に関する議論は行われていません。また、周桑病院は「新公立病院改革ガイドライン」により再編等に関する検討が求められている「病床利用率が特に低水準である公立病院（過去3年間連続して70%未満）」にも該当しないため、再編等については、病院の健全経営を堅持しながら、独立性を確保していきます。

6. 経営形態の見直し

周桑病院は平成21年2月に市医療体制や周桑病院の運営手法などについて、有識者や医療関係団体などによる西条市医療基本構想策定委員会の答申を受け、「西条市立周桑病院改革プラン」を策定し、平成22年度より指定管理制度（利用料金制）を導入しています。

指定管理制度を導入後、平成27年度まで経常収支において黒字化を実現しており、新改革プランにおいても現行の経営形態の下で、健全経営を目指すこととします。

